

事業主・労務担当者の皆さまへ

# 働き方改革セミナー

参加費  
無料

2019年4月1日から順次施行されている働き方改革関連法について詳しく説明します！

● **時間外労働の上限規制が導入されます！**

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働を含む）複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

● **年次有給休暇の確実な取得が必要です！**

使用者は、10日以上の子年次有給休暇が付与されている全ての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

● **正規雇用労働者と非正規雇用労働者間の不合理な待遇差が禁止されます！**

同一企業において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

上記対応しなければペナルティを課される恐れがあります。

日程

令和2年1月22日（水）

時間

14時30分～16時00分

場所

原村商工会

講師

長野労働局雇用環境・均等室、岡谷労働基準監督署 担当

受講者申込書

事業所名		TEL	
受講者名		FAX	

経営支援センター伊北諏訪グループ

原村商工会 tel 0266-79-4738 fax 0266-79-5718

富士見町商工会 tel 0266-62-2373 fax 0266-62-5644